

令和 7 年度ニホンジカ・イノシシ生息状況調査業務仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度ニホンジカ・イノシシ生息状況調査業務

2 業務目的

県内で個体数の増加及び農林業等への被害が懸念されているニホンジカ及びイノシシについて、適切な管理対策を講じるためには科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから、当該野生鳥獣の生息状況把握及びその分析を行い、計画的かつ実効性のある管理対策の推進に役立てるもの。

2 業務実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

3 業務内容

実施地域は県内全地域を対象とするが、調査箇所は発注者と受託者との協議により決定することとし、各種調査は以下のとおりとする。

(1) 糞塊密度調査（ニホンジカ）

ニホンジカの生息密度の基礎データとなる糞塊密度を調査するほか、過去の調査結果との比較検証を行う。

ア 調査場所及びルートの設定

調査場所は、令和 6 年度に発注者が行った「令和 6 年度ニホンジカ・イノシシ生息状況調査業務」において実施した 48 ルート（別図）上とする。

なお、調査ルートを変更する場合は事前に発注者へ協議すること。

イ 調査時期

落葉初期までに実施すること。

なお、気象条件等によって落葉時期は異なることから、具体的な実施時期については事前に発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 調査方法

調査ルートの左右 1 m（計 2 m）の範囲内を調査範囲とし、その中で歩きながら確認できるニホンジカの糞を調査対象とする。

参考情報として糞の粒数、新鮮度を記録する。粒数は糞の形状や新鮮度から 1 回の排泄であると判断される糞粒の集まりを糞塊とし、10 粒未満、10 粒以上で区分して記録する。また、カモシカが生息する地域では、200 粒以上の糞塊も区別して記録する。

【糞の鮮度】

「新」糞の表面が平滑でツヤがあり退色のないもの。

「旧」崩壊が始まり形状が変化しているもの。

「中」「新」と「旧」の間にあるもの。

エ 調査データ

調査結果については、GIS データとして整理し、分かりやすいように地図上に図化する。

また、目撃情報や捕獲数、出猟カレンダーなど他の密度指標データと比較し、痕跡数の密度指標としての有効性を検証するほか、過去の調査結果との比較検証を行う。

(2) 痕跡調査（イノシシ）

ア 調査場所及びルート

3 (1) 糞塊密度調査を実施する際に、同一箇所・ルートにおいて実施する。

イ 調査方法

糞塊密度調査と並行し、目視により、イノシシの痕跡（掘り返し、ぬた場、採食痕、糞、足跡）を調査する。

ウ 調査データ

調査結果については、GIS データとして整理し、痕跡の密度や分布などが分かりやすいように地図上に図化する。

また、目撃情報や捕獲数、出猟カレンダーなど他の密度指標データと比較し、痕跡数の密度指標としての有効性を検証するほか、過去の調査結果との比較検証を行う。

(3) ボイストラップ調査（ニホンジカ）

県内の中でも比較的低密度であると考えられる地域におけるニホンジカの分布段階の変化等を把握するため、録音機を用いてニホンジカの鳴き声を調査する。

ア 調査場所

県内の中でも比較的低密度であると考えられる地域で実施することとし、調査箇所選定の際には、市町村等と関係者からヒアリングした目撃情報、痕跡情報等の内容を整理し取りまとめ、発注者と協議のうえ決定する。

イ 実施時期

ニホンジカの繁殖期である 8 月下旬から 11 月中旬頃の間を実施することとし、具体的な実施時期については発注者と協議のうえ決定する。

ウ 調査データ

回収した録音データは、音声解析ソフトを用いてシカの鳴き声を抽出し、鳴き声が録音された場所や時間、鳴き声のパターン等について取りまとめる。

(4) 出猟カレンダー集計（共通）

ア 令和 6 年度分

発注者が取りまとめている出猟カレンダーについて、令和 6 年度指定管理鳥獣捕獲等事業データ確定版及び狩猟データを集計し CPUE（捕獲効率）、SPUE（目撃効率）を算出し、各種メッシュ図を作成する。

イ 令和 7 年度分

令和 7 年度指定管理鳥獣捕獲等事業データを集計し、CPUE（捕獲効率）、SPUE（目撃効率）を算出し、各種メッシュ図を作成する。

（５）越冬好適地予測位置図の更新及び現地調査（ニホンジカ）

ア 越冬好適地予測位置図の更新

令和 5 年度に作成した越冬好適地予測位置図を参考に、令和 5，6 年度の目撃等の情報を分析・加味し、適切な予測モデルを構築して越冬好適地予測位置図を作成する。

イ 越冬地特定現地調査

ニホンジカに対する冬季の捕獲圧を高める基礎資料とするため、作成した越冬好適地予測位置図等を参考に、県内の越冬地の特定を目指した現地調査を実施する。なお、実施時期や実施場所については発注者と協議のうえ決定する。

（６）その他提案事項（共通）

各種モニタリング調査データ等を使用し、本事業の目的を達成するための独自提案をする。

4 成果品の提出

（１）成果品

ア 報告書 1 部（現地調査写真一式含む）（A 4 縦版）

イ 上記アの電子データを保存した電子媒体（CD - R 又は DVD - R）1 枚

（２）提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課

5 著作権等の扱い

（１）成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、青森県が保有するものとする。

（２）成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属するものとする。

（３）納入される成果品に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

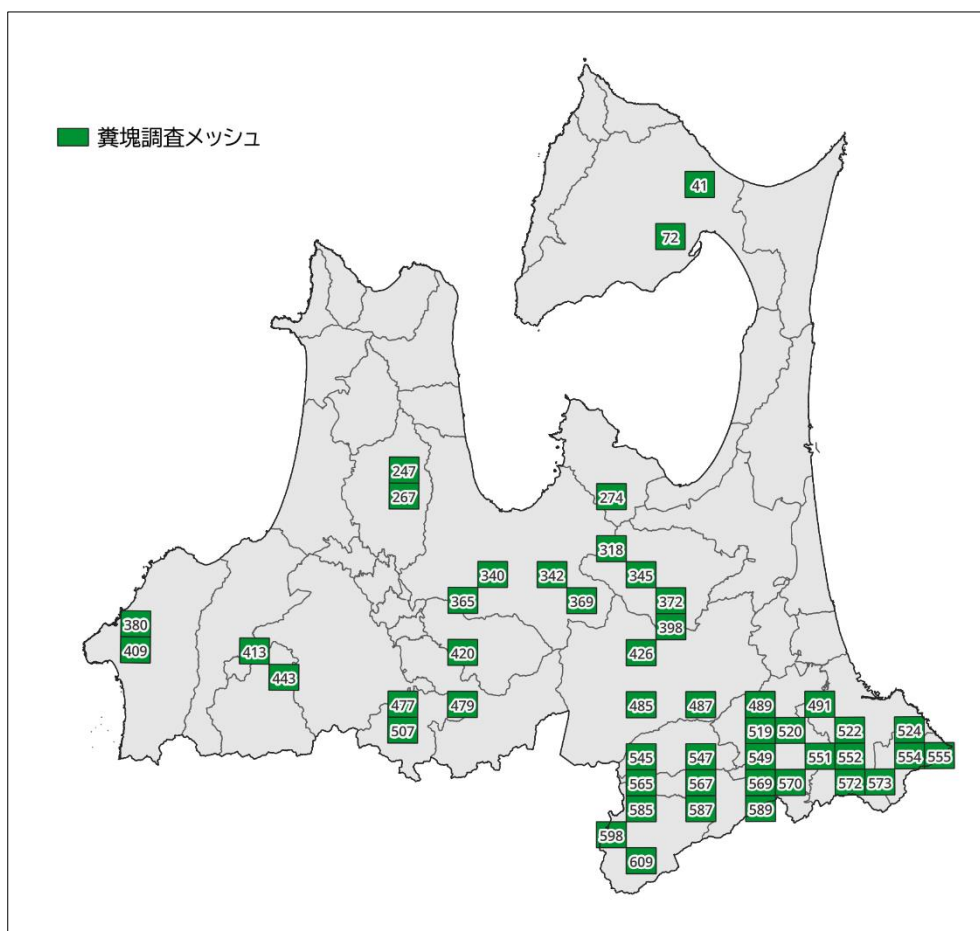
6 その他

（１）受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

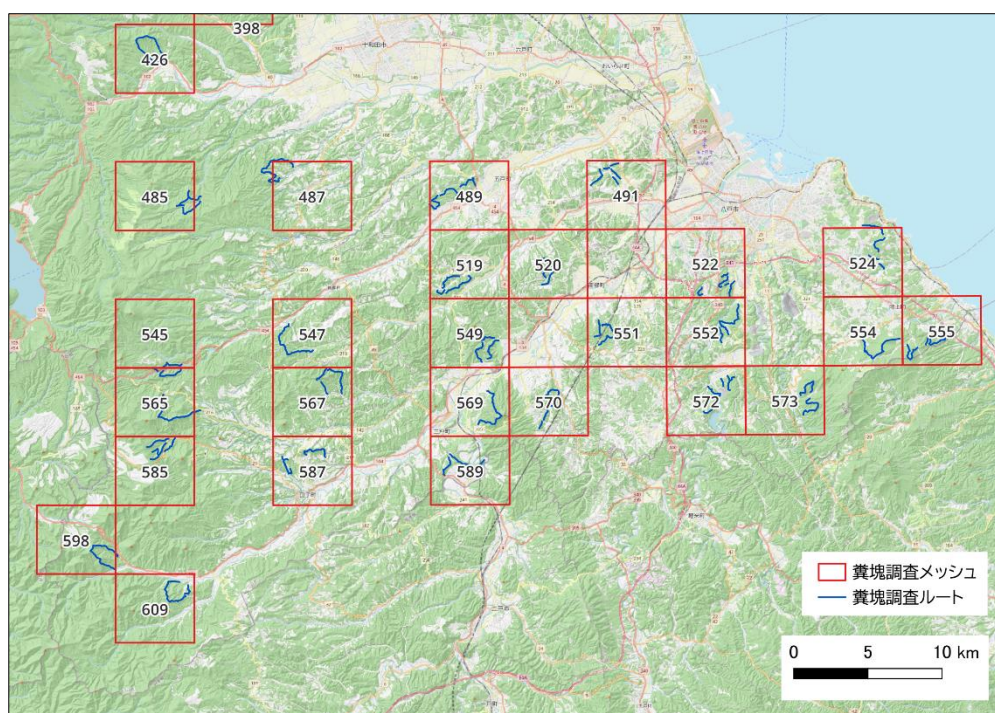
（２）契約期間中において受託者は、発注者の求めに応じ、中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。

（３）受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

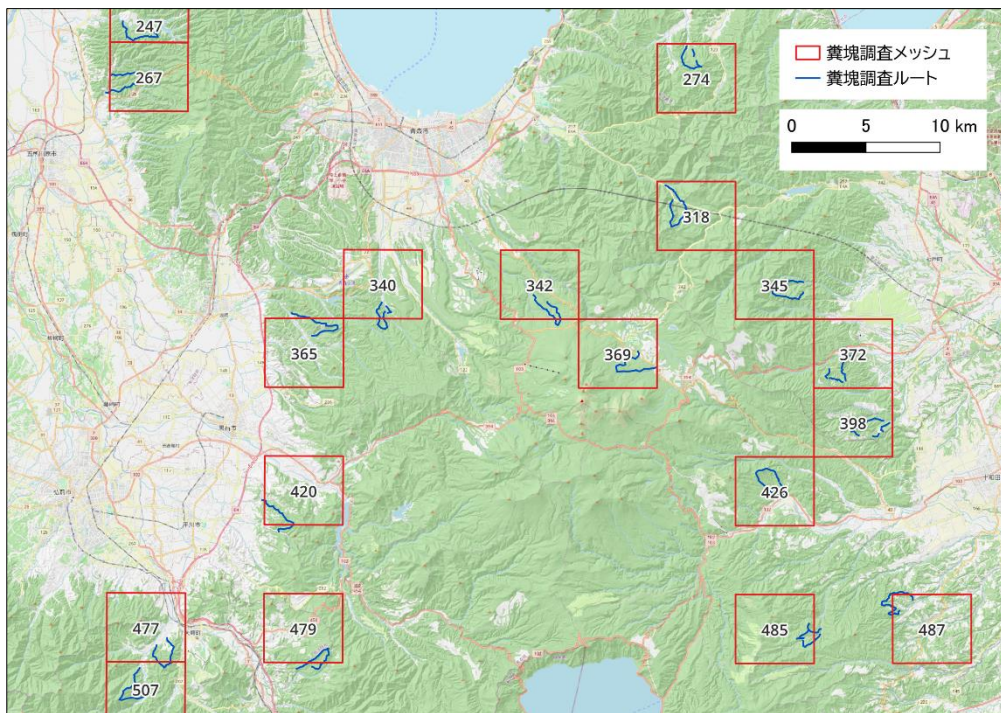
糞塊密度調査地位置図



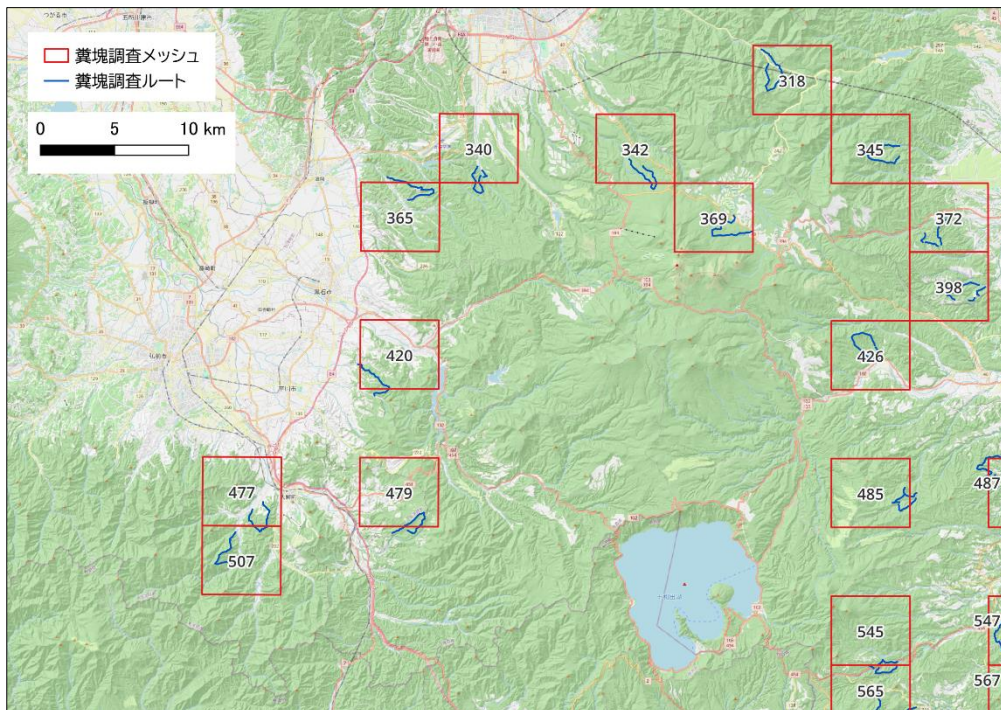
県内全体図



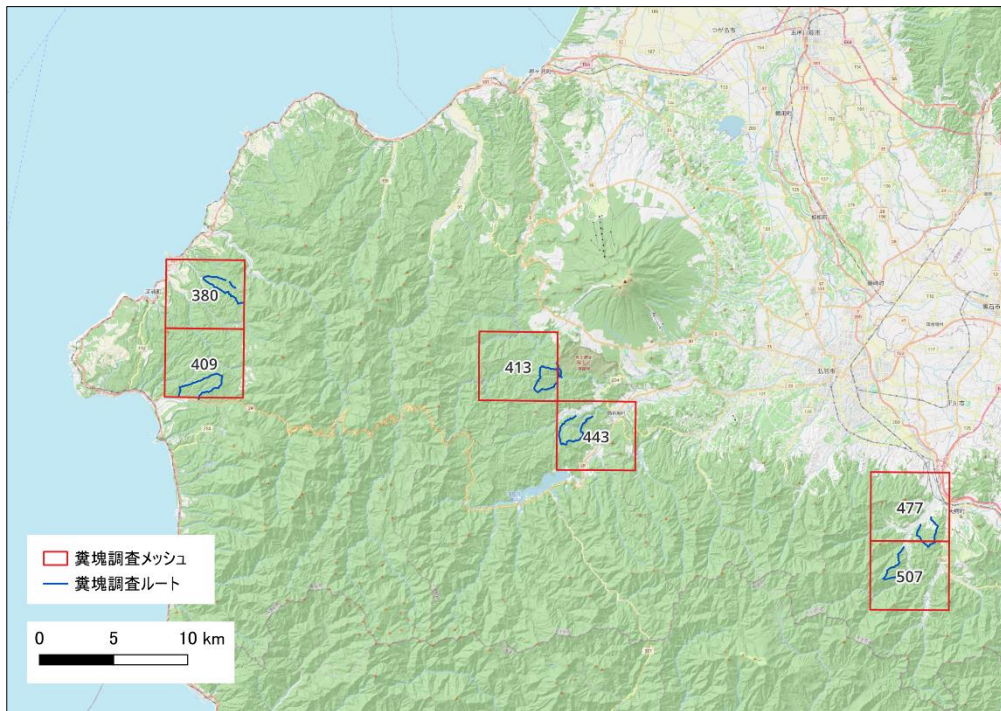
三八地域



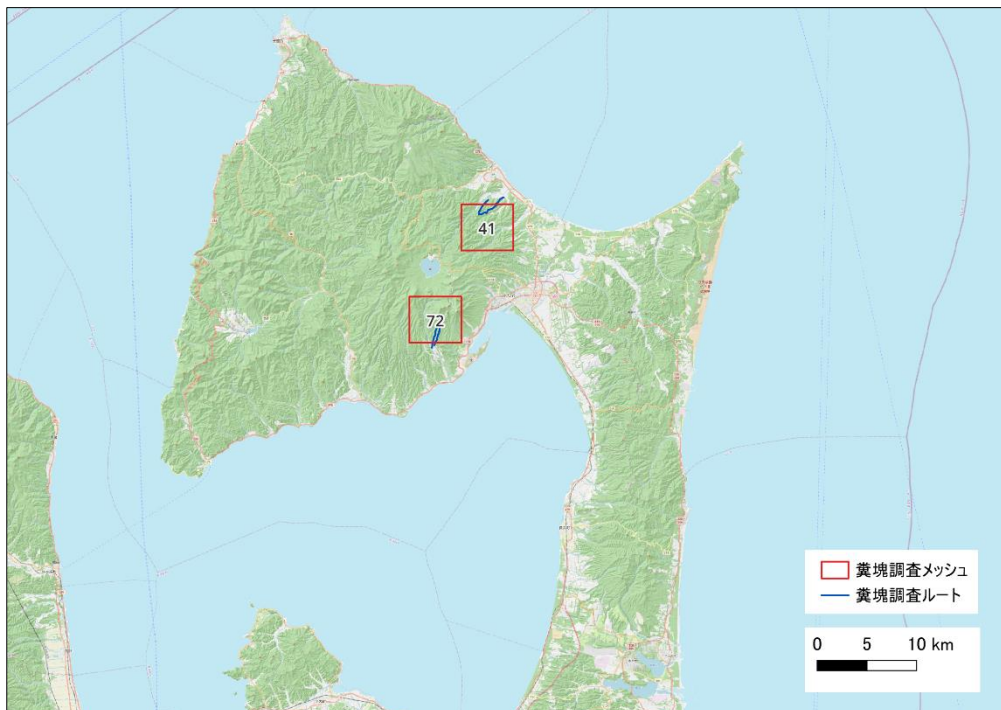
上北・東青地域



中南地域



西北・中南地域



下北地域